

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和5年6月8日(木) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室

3. 農業委員 11名中9名出席し、その氏名は次のとおり

太 田 修	尾 上 昭 則	出 射 實	由 喜 門 尊
小 林 桂 治	石 黒 五 月	藤 原 和 正	大 森 茂 利
久 山 英 之			

欠席委員

宮 本 英 美 藤 原 由 果

4. 農地利用最適化推進委員

服 部 千 敏	松 本 英 樹	山 本 和 博	森 部 真 史
山 崎 徹	大 河 原 律 夫	岡 崎 浩	吉 田 宏
金 居 正 彦	安 木 義 忠	射 越 誠 一	茂 成 和 延

欠席委員

山 本 祐 章

5. 議事に参与した者

事務局長 青木 潔

事務局 横見瀬 文子

事務局 藤原 敬士

事務局 藤原 将也

6. 議事内容

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第4条許可申請について

第3号議案 農地法第5条許可申請について

第4号議案 農地転用事業計画変更承認申請について

第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定)

そ の 他

農地までの距離「5 m」。耕作面積は「0 m²」。家族数、耕作者数はいずれも「2名」。取得の理由は「増反」によるもの。

譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【3番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

農地の所在8筆。「牛窓町鹿忍1 1 8 1」。面積「7 7 2 m²」。

「牛窓町鹿忍1 3 9 8-1」。面積「6 4 4 m²」。

「牛窓町鹿忍1 4 2 7」。面積「6 7 0 m²」。

「牛窓町鹿忍1 4 3 9-1」。面積「9 2 9 m²」。

「牛窓町鹿忍1 4 3 9-3」。面積「2 3 0 m²」。

「牛窓町鹿忍1 4 5 4」。面積「8 4 8 m²」。

「牛窓町鹿忍1 5 1 5」。面積「1 8 0 m²」。

「牛窓町鹿忍1 9 1 2-1」。面積「6 6 8 m²」。

登記、現況地目ともに「畑」。

農地までの距離「10, 000 m」。耕作面積は「0 m²」。

家族数、耕作者数はいずれも「1名」。取得の理由は「増反」によるもの。

譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【4番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■ ■■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

農地の所在。「牛窓町長浜6 8 7 3-7 5」。面積「2, 4 4 9 m²」。

登記、現況地目「畑」。

農地までの距離「10, 000 m」。耕作面積「1, 5 9 5 m²」。

家族数、耕作者数はいずれも「1名」。取得の理由は「贈与」によるもの。

譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【5番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■ ■■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

農地の所在10筆。「牛窓町長浜9 1 1-1」。面積「5 6 3 m²」。登

記、現況地目「畑」。

「牛窓町長浜 1 1 4 8-4」。面積「9 9 7 m²」。登記、
現況地目「畑」。

「牛窓町長浜 1 3 5 5」。面積「9 6 4 m²」。登記、現
況地目「畑」。

「牛窓町長浜 1 5 1 6」。面積「1, 3 3 8 m²」。登記、
現況地目「畑」。

「牛窓町長浜 1 7 1 0-1」。面積「1, 2 2 9 m²」。
登記、現況地目「田」。

「牛窓町長浜 1 7 1 4-1」。面積「5 1 3 m²」。登記、
現況地目「田」。

「牛窓町長浜 1 9 0 5」。面積「2, 1 4 8 m²」。登記、
現況地目「畑」。

「牛窓町長浜 2 0 8 4-1」。面積「1, 0 0 5 m²」。
登記、現況地目「畑」。

「牛窓町長浜 3 1 2 0」。面積「9 2 4 m²」。登記、現
況地目「畑」。

「牛窓町長浜 3 1 2 3-1」。面積「7 0 5 m²」。登記、
現況地目「畑」。

農地までの距離「6 0 0 m」。耕作面積「5 2, 5 8 5 m²」。

家族数、耕作者数はいずれも「2名」。取得の理由は「増反」による
もの。

譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転に
よるもので10aあたり■ ■となっています。

【6 番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■■■■
■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■■ ■■■ ■■■」。

土地の所在。「邑久町尾張 2 9 9-1」。面積「2 8 5 m²」。登記、現
況地目「田」。

農地までの距離「1 5 0 m」。耕作面積「4 8 m²」。

家族数、耕作者数はいずれも「2名」。取得の理由は「増反」による
もの。

譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転に
よるもので10aあたり■ ■となっています。

【7 番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■■■■
■」。

農地の所在10筆。「長船町磯上2182」。面積「399m²」。登記、現況地目「畑」。

「長船町磯上2 4 7 4-2」。面積「7 7 m²」。登記、現況地目「畑」。

「長船町磯上2497-2」。面積「42m²」。登記、現況地目「畑」。

「長船町磯上2498-1」。面積「243㎡」。登記、
現況地目「畑」。

「長船町磯上2574-1」。面積「398㎡」。登記、
現況地目「田」。

「長船町磯上2575」。面積「306m²」。登記、現況地目「田」。

「長船町磯上2585-1」。面積「676㎡」。登記、
現況地目「田」。

「長船町磯上2587」。面積「518m²」。登記、現況地目「田」。

「長船町磯上2604-1」。面積「279㎡」。登記、
現況地目「田」。

「長船町磯上2655」。面積「586㎡」。登記、現況地目「田」。

農地までの距離「100m」。耕作面積「80,277m²」。家族数、耕作者数はいずれも「3名」。取得理由は「増反」によるもの。

譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【11番案件】

讓受人「■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■■■■■■
■■」。。

譲渡人1人目「■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。

農地の所在「長船町長船1091-1」。面積「818㎡」。登記、現況地目「田」。

2人目「■■■■■■■■■■ ■■ ■ ■■■ ■■」。

農地の所在「長船町長船1092-1」。面積「188㎡」。登記、現況地目「田」。

農地までの距離「120m」。耕作面積「1,183m²」。家族数及び耕作者数はいずれも「3名」。取得理由は「増反」によるもの。

譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

以上、説明を終わります。

議 長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。1 番案件について、服部委員より説明をお願いします。

服 部 委 員 1 番案件についてご説明します。
譲渡人は会社員であり、長年農地の管理ができずにいたところ、譲受人との話がまとまったようです。特に問題ないと思います。

議 長 続きまして、2 番案件、3 番案件について、山本和博委員より説明をお願いします。

山 本 委 員 2 番案件について、譲受人の住宅に隣接する土地が空き農地となっており、家庭菜園をしたいということで話がまとまったようです。
3 番案件について、譲渡人は20 年以上前から農地と家を売りに出し、購入者を探していたところ、この度、譲受人が一体的に取得するということで話がまとまりました。
申請農地については、家庭菜園として使用することと問題ありません。

議 長 続きまして、4 番案件、5 番案件について、森部委員より説明をお願いします。

森 部 委 員 4 番案件について、譲渡人は瀬戸内市に住んでおらず、長い間、譲受人が耕作していました。以前は借地料を支払っていたのですが、今回は無償譲渡で話がまとまりました。問題ありません。
5 番案件について、譲渡人は農地の処分を希望しており、譲受人に長い間耕作してもらっていましたが、今回、全て買い取ってほしいとのことで話がまとまりました。問題ありません。

議 長 続きまして、6 番案件について、山崎委員より説明をお願いします。

山 崎 委 員 6 番案件について、譲渡人、譲受人は従兄弟同士であり、以前より売買の話が出ており、今回まとまりました。問題ないと思います。

議 長 続きまして、7 番案件について、岡崎委員より説明をお願いします。

岡 崎 委 員 7 番案件について、譲渡人が農地を処分したいとのことで、耕作されていた譲受人に買い取ってもらうことになりました。問題ないと思います。

議 長 続きまして、8 番案件について、吉田委員より説明をお願いします。

吉 田 委 員 8 番案件について、譲渡人は、現在大阪にお住まいですが、この度財産処分されるということで、譲受人と話がまとまりました。

議 長 続きまして、9 番案件について、金居委員より説明をお願いします。

金 居 委 員 譲受人は約10 年前に住所地へ移住してこられ、譲渡人の空き家となっていた古民家と農地を借りて、耕作しておりました。
この度、譲渡人が家等を処分したいと話があり、話がまとまりました。

議 長 続きまして、10 番案件について、安木委員より説明をお願いします。

安 木 委 員 10 番案件について、譲渡人は瀬戸内市出身ですが現在市外へでて

おり、これまで譲受人が耕作、管理をされていました。申請地はいずれも譲受人の自宅の近接地にあり、問題ないと思います。

議長 続きまして、11番案件について、茂成委員より説明をお願いします。
茂成委員 11番案件について、申請地は休耕田で、今後も耕作の予定もないというので、譲受人と話がまとまったようです。問題ないと思います。

議長 それでは、ただ今の第1号議案につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとしまして、続いて、採決に入ります。

第1号議案 農地法第3条許可申請の1番案件から11番案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成ということで、許可を決定します。
続きまして、第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案資料3頁目をご覧ください。

【1番案件】

譲受人「牛窓町鹿忍5351-2 農業 株式会社 高田農園 代表取締役 高田 和之」。

土地の所在4筆。「牛窓町鹿忍5491」。面積「424㎡」。

「牛窓町鹿忍5493-1」。面積「448㎡」。

「牛窓町鹿忍5494-1」。面積「928㎡」。

「牛窓町鹿忍5494-3」。面積「32㎡」。地目「畑」。

転用目的「農業用施設」。施設の概要「倉庫 1棟 299.97㎡、屋外作業場 露天駐車場 1, 532.03㎡」。

農地区分「第2種農地で普通畑」。資金「■ ■」。隣地への被害はありません。

なお、当該土地の一部は、農振農用地区域内です。位置図は、資料8頁をご覧ください。

また、今回の案件につきましては、国の助成を受けて建設する農業用施設であることから、瀬戸内市開発事業の調整に関する条例施行規則に定める適用除外行為に当たるため、瀬戸内市の開発案件に該当しないことを報告します。

以上、事務局からの説明を終わります。

り480kg」。資金「■ ■」。隣地被害はありません。

なお、10aあたり■ ■で、農用地区域外農地です。

位置図は資料10頁をご覧ください。

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。1番案件について、大河原委員お願いします。

大河原委員 1番案件について、譲渡人と譲受人とは親子関係で、隣接する土地へ新たに家を建てるということです。

排水等も問題ありません。

議 長 続きまして、2番案件、山本祐章委員が欠席により事務局より説明をお願いします。

事務局 2番案件について、申請地は農地に隣接していますが、排水等問題なく、工事着工時期が田植え時期と重複しないようにという条件で、周囲も同意されていることから、問題ないと考えます。

議 長 それでは、ただいまの第3号議案 農地法第5条許可申請について、1番から2番までの案件につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第3号議案 農地法第5条許可申請の1番から2番までの案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成ということで、承認します。

議 長 続きまして、第4号議案、農地転用事業計画承認申請(事業承認)について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案資料4頁目をご覧ください。

【1番案件】

申請人(当初転用者)「岡山市北区白石東新町9番地100 建設業株式会社 ファーストクリエイト 代表取締役 山本 康一」。

相手方(承継者)「岡山市中区海吉1835番地7 製造物流業 オージーウェルネスホールディングス株式会社 代表取締役 奥田 宏」。

土地の所在地15筆「邑久町本庄3315-1」。「邑久町本庄3316-1」。「邑久町本庄3317」。「邑久町本庄3362-2」。

「邑久町本庄 3 3 6 3-1」。「邑久町本庄 3 3 6 7-2」。「邑久町本庄 3 3 6 9-1」。「邑久町本庄 3 3 7 0-1」。「邑久町本庄 3 3 7 0-3」。「邑久町本庄 3 3 7 1」。「邑久町本庄 3 3 7 2」。「邑久町本庄 3 3 7 3」。「邑久町本庄 3 3 7 4」。「邑久町本庄 3 3 7 5」。「邑久町本庄 3 4 0 5-2」。

地目「田」。農地区分「農用地区域外」。

当初事業計画「転用面積 1 1. 6 7 7 m²。 転用目的 物流倉庫。工事期間 令和 3 年 5 月 1 日から令和 3 年 9 月 3 1 日まで」。

承継後事業計画「転用面積 1 1. 0 2 9 m²。 転用目的 物流倉庫。工事期間 令和 5 年 7 月 1 日から令和 5 年 1 1 月 3 0 日まで」。

承継理由「物流倉庫の建設に向けて土地造成まで行っていたが、近年の急激な物価高騰のあおりを受け資金調達が困難となり、事業計画を中止せざるを得なくなった。

その後、当該事業地の今後の活用方法について検討していたところ、医療機器等の製造及び物流事業を営むオージーウェルネスホールディングス株式会社が交通利便性が高く、物流倉庫の建設が可能な土地を探していたことから、交渉の結果、双方合意により今回の事業承継に至ったものである。」

備考「当初許可年月日 令和 3 年 6 月 3 0 日 指令番号 瀬戸内市指令農委第 4 6 号」。

位置図は資料 1 1 頁をご覧ください。以上、事務局から説明を終わります。

議 長 ただ今の第 4 号議案につきまして何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとしまして、第 4 号議案 農地転用事業計画変更承認申請について、報告承認とさせていただきます。

議 長 続きまして、第 5 号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について（利用権設定）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案資料、6 頁目及び 7 頁目をご覧ください。

【第 5 号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定)議案書をもとに説明】

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 ただ今の第5号議案につきまして何かご意見、ご質問がありましたら
 お願いします。

 (意見なし)

 ご意見ないようですので、第5号議案につきまして、承認とします。
 それでは最後のその他の項目についてです。事務局、お願いします。

事務局 今後の総会の予定については、7月の通常総会は、7月13日木曜日に瀬戸内市中央公民館 視聴覚室で開催予定です。

 また、8月の通常総会は、8月10日木曜日に瀬戸内市中央公民館
 視聴覚室で開催予定です。

議長 他にご意見、ご質問はありませんか。

 それではご意見ありませんので、これをもちまして、令和5年度6
 月の総会を閉会します。

 ありがとうございました。

 (午前10時00分 閉会)

 上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印
 する。

令和5年6月8日

議長

署名委員

署名委員